

# 緊急開催 国からお金がもらえる制度 持続化給付金申請相談会

国は、新型コロナウイルスの影響を大きく受ける事業主の支援策として「持続化給付金」の申請を5/1～開始しました。  
申請方法についてご不明な点等ある方は、支部事務所までお問合せください。また、自分で申請が困難な方については、下記相談会への予約をご検討ください。

### 持続化給付金とは

新型コロナウイルスの影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業主を対象に、個人100万円・法人200万円を上限に給付金を支給する制度です。  
※給付対象になるか？給付額はいくらか？確認できるチェックシートは支部HPからダウンロードもしくは支部事務所へお問い合わせ下さい。

- ◆相談日程  
【ひにち】5月18・19・20・25・26・27・28日 ※合計7日間  
【じかん】10時～15時（12時～13時は昼休憩）  
【予約】5月15日（金）から電話にて受付開始（開所時間10時～16時）  
※全日程、完全予約制。予約がない場合の対応は致しかねますので、ご注意ください。
- ◆必要書類 ※詳しくは、お問い合わせ下さい。  
①2019年度の事業収入のわかるもの ※收受印の押印があること  
・白色：確定申告書第一表の控え  
・青色：確定申告書第一表および青色決算書の控え  
・法人：確定申告書別表一および法人事業概況説明書の控え  
②対象月の月間事業収入のわかるもの  
・経理ソフト、エクセル、手書きの台帳など…ご自身で管理しているもの  
③振込先の口座通帳 ※法人は法人名義のもの  
④スマートフォン本体もしくはPCのメールアドレス

お申込みは：042-342-2846 まで

# 群会議の話題

東京土建小平東村山支部 187-0042 小平市仲町381  
TEL.042-342-2846 FAX.042-342-2848

自分と家族を守るために  
**今月の群会議**  
これだけは  
これは重要！！ やりましょう！

今月は「新型コロナウイルス」特集号となっています。新型コロナウイルスを乗り切る為の対策について、2面・3面に掲載していますので、ご確認ください。  
また、支部ホームページでもコロナウイルスに関する情報を随時更新中ですので、合わせてご確認ください。

支部HPはコチラ→ 

## 政府緊急事態宣言を受けて 支部事務所開所時間について

5月4日（月）、政府は新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて、緊急事態宣言の期間延長を発表しました。  
組合では、引き続き、大勢の集まる集会などについて中止・延期、組合業務の縮小を行います。  
しかし、国保や共済、労災など様々な手続きや新型コロナウイルスに関する相談受付が必須であることから、事務所閉所はしません。  
尚、感染防止対策として、5月31日まで引き続き、**事務所開所を「10:00～16:00の時短業務」と**しますので、ご理解ご協力ください。  
余裕のある手続き・相談は6月以降としていただきたいですが、従来通り電話問い合わせなどを寄せて下さい。

◆6月書記局会議 6月2日（火）  
終日事務所を閉めさせていただきます。午後からは職員中心に電話対応させていただきます。  
**無料法律相談**  
日時：5月27（水）13時30分～  
場所：支部事務所 ※電話で要事前予約です。  
**本部経営相談**  
日時：5月27日（水）、6月23日（火）10時～  
会場：東京土建本部 ※電話で要事前予約です。  
**駅頭宣伝行動**  
新型コロナウイルスの感染拡大を受け、全て中止  
消費税込宣小平駅 ※中止  
消費税込宣久米川駅 ※中止  
憲法駅宣小平駅 ※中止

## みなさんの声が届いています。 【アンケート集約状況】

4月の群会議にて配布・聞き取りを行っていた「新型コロナウイルスから仲間を守ろう！アンケート」は、235名の仲間から回答を得ることができました。集まったアンケートについては、順次対応を始めており、個別に助成金や融資などの対応を案内し、仲間の救済につなげていきます。アンケートはHPからも回答可能になっています。  
引き続き、みなさんの声を寄せて下さい。

Q1. 仕事の面で新型コロナウイルスの影響がありますか？※複数可  
□現場がストップした・・・36名  
□資材のストップ・遅延があった・・・40名  
□着工予定が延期になった・・・44名  
□一方的な減額や不払いにあった・・・0名  
□今のところ影響はない・・・152名

Q2. 生活の状況はどうでしょうか？※複数可  
□支払いが止まった・遅れている・・・10名  
□賃金がもらえない・・・4名  
□生活費が苦しい・・・28名  
□今のところ影響はない・・・178名

# 新型コロナウイルスを乗り切る10か条

## ＃01 お金をもらえ！給付金制度

- ①持続化給付金…前年同月比で売上が50%減少した場合、法人200万円・個人100万円を上限に給付されます。現時点では、オンラインでの申請のみ。相談会やります！（詳細は4面）。
- ②特別定額給付金…4/27時点で住民基本台帳に登録されている方を対象に、1人あたり10万円が給付されます。自治体から送られてくる申請書を郵送、もしくはオンラインでの申請。

## ＃02 従業員を休業させた時などの助成金制度

- ①雇用調整助成金…前年同月比で売上が10%（4/1～6/30は5%）減少した事業所が、従業員を休業させ休業手当を支払った場合、休業手当の80%～100%（上限8,330円）を支給。
- ②小学校等休業支援金…2/27～6/30の間で、小学校等の休業に伴い、子供の世話が必要となった労働者に有給休暇（年次以外）を取得させた場合、賃金の全額（上限8,330円）を支給。

## ＃03 お金が足りない！融資制度

- ①事業所向け…日本政策金融公庫（限度6,000万円）や自治体の緊急融資制度・小平市（限度300～700万円）、東村山市（限度500～1,000万円）など、実質無利子や一部利子補給。
- ②個人向け…社会福祉協議会の緊急小口融資（20万円・無利子）、東京都中小企業従業員融資（100万円・都が利子負担）など。

## ＃04 毎月の固定費を抑えよう。猶予・減免制度

- ①税金・年金関係…国税を一時に納付することができない場合、1年以内の期間に限り猶予が認められる場合があります。
- ②電気・ガス…社会福祉協議会の緊急小口融資を受けている場合、支払いの1か月延長が可能。
- ③その他…水道料金、携帯料金、生命保険料なども猶予・減免が受けられる場合があります。

## ＃05 現場の閉所や延期・不払い・感染リスクなど

- ①まずは組合へ…現場が閉所・延期になったが補償が無い！工事代金の支払いを一方向的に遅延されたり減額された！現場の感染防止対策がずさんで危険！など現場の情報は組合へ寄せて下さい。すでに元請交渉で改善させるなどの経験も生まれています。
- ②下請かけこみ寺…相談員や弁護士が無料で相談受付（0120-418-618）

# 詳しくは支部事務所へ、ご相談下さい！

## ＃06 困りごとに専門家が対応します！

- ①無料法律相談…毎週第4水曜日（変動あり）に支部事務所で無料法律相談会を開催しています。顧問弁護士が無料で相談にのります。相談初回無料の紹介カードも支部でお渡ししています。
- ②社労士ネット…雇用調整助成金の手続きを委託したい。など組合提携の社労士をご紹介します。
- ③東京都専門家派遣事業…都が無料で専門家を派遣し、助成金の助言・相談を行う制度です。

## ＃07 健康診断受診の条件が緩和

事業主には、①労働者を雇用した時・②1年以内ごとに1回の一般健康診断の受診が義務づけられています。これについて、令和2年6月末まで受診延期が可能となりました（有害業務の特殊健康診断も同様の措置）。上記をふまえ、東京土建では、建設・住宅企業に対して健康診断結果の提出期限について柔軟な対応を行うように要請を行っています。

## ＃08 コロナに感染。労災保険適用の可能性

現場や事業所への通勤などで、電車の移動など濃厚接触により感染した場合、労災保険が適用される場合があります。その際に、感染経路を特定する為にも、多くの人と接触した時の作業内容や打ち合わせ、通勤経路などの情報をメモに書き留めておきましょう。

## ＃09 詐欺に注意！

「コロナになった。お金が大変。」「給付金の受取を代行しますよ。」「給付金を支払いますので…」など、巧妙な詐欺が横行しています。給付金は自分で申請しないと、もらえません。怪しい電話があったら家族や組合へ必ず相談して下さい。

## ＃10 一人で悩まずに組合へ相談を！

小さなことでも困ったことがあれば、一人で悩まずに組合に相談して下さい。電話でもHPのアンケートからでも、あなたの声を届けて下さい。10か条以外にも様々な制度があります。組合と一緒に改善策を探します。困難をともに乗り越えましょう！

TEL. 042-342-2846まで